

国史跡の追加指定

松江市文化スポーツ部埋蔵文化財調査課

南新造院跡

南新造院跡は、茶臼山南麓の低丘陵上に位置する。昭和 59 年と 62 年、県教育委員会の発掘調査により、奈良時代の金堂基壇^{こんどうきだん}や瓦、仏像の螺髪^{らほつ}等を発見。風土記の記載と調査成果が合致する重要遺跡として、平成 5 年に県指定史跡に指定されている。その後、平成 28 年に松江市教育委員会が実施した調査で寺院の南側を区画する溝や、南門跡が確認され、県史跡に追加指定された。さらに、平成 30 年から令和 4 年にかけて松江市による国史跡指定を目指す調査の結果、寺域西側を区画する溝が確認され、東西 144.2m (406 大尺)、南北 137.7m (376 大尺) の寺域復元が可能となった。また、南新造院建立より古い時期の建物が発見され、令和 6 年に県史跡に追加指定されている。

「出雲國風土記」(天平 5／733 年) には、当時の行政区画である意宇郡^{おうぐん}(現在の松江市南部、安来市の大部分) の山代郷(松江市茶臼山周辺) に 2 つの「新造院」(古代寺院) が存在したとの記述が見られる。このうち、南側の新造院については、次のとおり記載されている。

「新造院一所。山代郷の中にあり。郡家の西北二里なり。教堂^{ぐうけ}を建立つ。(住める僧^{きょうどう}一軀^た。)
飯石^{いいし}郡少^{こおり}領^{のし}出雲臣弟山^{いのちやま}が造る所なり。」

この弟山^{いのちやま}という人物は、天平 18 (746) 年に『風土記』編纂に携わった出雲臣広島^{ひろしま}の跡^{いざものおみひろしま}を継いで出雲国造に就任した人物である。

南新造院瓦窯跡

南新造院跡から南西へ約 160m 離れた低丘陵に位置する。平成 8 年に松江市教育委員会が発掘調査を実施し、瓦窯跡 3 基を発見した。山代郷の南北 2 つの新造院に瓦を供給したことが分かっており、当時の造寺手法や瓦生産のあり方を知ることができる重要な遺跡として、平成 10 年に県史跡に指定されている。

追加指定と名称変更

『出雲の国風土記』に登場する意宇郡山代郷の新造院とその関連施設で、古代の地方寺院に関する文献資料の記録に対応する遺跡が特定できる希少な事例であり、一体的に評価することで古代の出雲国における地方寺院の成立と展開を理解できる重要な遺跡群。今回、南新造院跡と南新造院に瓦を供給した南新造院瓦窯跡を追加し、名称を変更する。